

第Ⅰ章 関東信越厚生局の基本理念 ・業務概要等

1. 関東信越厚生局の基本理念・業務概要

基本理念

関東信越厚生局は、国民生活の質の向上と地域社会の発展に寄与することを使命とし、国民に身近な地域における厚生行政の政策実施機関として、厚生労働省と地域社会との架け橋の役割を果たしつつ、時代の変化に即応した社会保障政策を実施し、将来にわたり国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えます。

業務概要

関東信越厚生局は、厚生行政の政策実施機関として、関東甲信越地域 1 都 9 県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県）で生活・活動される国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えるための様々な業務を行っています。

健康
・
福祉

- 住み慣れた地域で安心して自分らしい生活
を続けるために
 - ・地域包括ケアシステムの推進、深化に向けた自治体支援を目的として、情報の収集や発信、各施策の普及啓発、セミナー開催等の実施
- 食の安全・安心の確保のために
 - ・食品等の輸出促進の対策、広域食中毒の防止、登録検査機関の監督
- 地域の皆様が安心して暮らすために
 - ・健康福祉関係補助金等の交付事務
 - ・生活保護法等に基づく指導監査等
 - ・栄養士・社会福祉士等養成施設の指定・監督等

年金

- 年金制度の円滑な事業運営のために
 - ・日本年金機構が行う滞納処分、立入検査等に係る認可
 - ・市町村に交付する事務取扱交付金に関する事務
 - ・年金記録が事実と異なるとされる方からの年金記録訂正請求への対応
- 被保険者等の権利・利益の救済を図るために
 - ・健康保険や厚生年金保険、国民年金等の加入資格や年金給付の決定に関する審査請求への対応
- 企業年金制度等の健全な運営のために
 - ・確定給付企業年金（DB）、企業型確定拠出年金（DC）の規約承認・認可、指導監督等

医療
・
医薬

- 医療保険制度の健全な運営のために
 - ・保険医療機関、保険薬局等に対する指導・監督
- 安心・安全・適切な医療サービス提供のために
 - ・災害時における医療の確保の支援
 - ・地域医療構想の達成に向けた取組の推進
 - ・医療観察法における継続的かつ適切な医療の提供体制の確保等
 - ・医療安全の確保のため、特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査
- 健康保険制度の健全な運営のために
 - ・健康保険組合等の保険者に対する指導・監督
- 医薬品・医療機器等の安全の確保のために
 - ・医薬品・医療機器等の輸入監視指導
 - ・厚生労働省が指定する医薬品等の製造業の許可

麻薬
取締

- 薬物乱用を防止し、健全な社会を実現するために
 - ・薬物犯罪の捜査・取締り
 - ・麻薬取扱者等に対する指導・監督
 - ・薬物乱用防止の普及啓発
 - ・薬物再乱用防止対策

2. 関東信越厚生局の組織体制

